

<電子メール施行>

事 務 連 絡  
平成 23 年 4 月 6 日

各市町村教育委員会学籍担当課 御中

宮城県教育庁義務教育課

東北地方太平洋沖地震に伴う平成23年度の学級編制及び教職員定数の取扱いについて

本県教育行政につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
この度の東北地方太平洋沖地震においては甚大な被害にもかかわらず、児童生徒の就学機会の確保や学級編制等についての適切な対応に重ねて感謝申し上げます。  
さて、標記の件について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局財務課より当面の対応案が示されました。当課といたしましても文部科学省と連携して、教職員定数の確保に努めてまいります。

つきましては、本対応について御承知いただくとともに、貴管下小中学校に周知願います。

なお、今後、学級編制関係の手続きを行う際は、下記に留意の上、適切に事務処理願います。

記

1 学級編制変更協議について

- (1) 実際の在籍児童生徒数（区域外就学等、事実上の就学を含む）に基づき学級編制を行うものとするが、行方不明の児童生徒については、震災前の学校の在籍に含めて算定すること。
- (2) 変更協議の手続きは従前のおりとするが、各校で入学式・始業式の日程が異なる予定であることから、協議書等の提出方法については後日、連絡する予定であること。
- (3) 震災による特別な事情がある場合は、弾力的な学級編制を可能とするので、変更協議等の各種手続きを行う際は、その取扱いが震災に起因するものか、通常の取扱いによるものか明確にすること。

2 教職員定数について

- (1) 被災により児童生徒が転出した場合は、転出前の学校に在籍しているもの（震災がなかった場合に想定された児童生徒数）として、定数を維持する予定であること。（学級編制の取扱いとは異なることに注意すること）。
- (2) 被災により児童生徒が転入した場合は、通常の転学と同様に定数を算定する予定であること。
- (3) 上記のほか、被災した児童生徒へのきめ細かな指導や心のケア等に必要とする教職員定数の加配措置を講ずる予定であり、配置基準及び配当申請等の手続きについては、詳細が決定次第通知する予定であること。

担当：宮城県教育庁 義務教育課管理班 主幹 牛渡 丈晴 TEL：022-211-3642 FAX：022-211-3691 E-mail：ushiwata-ta787@pref.miyagi.jp
---

<電子メール施行>

事 務 連 絡  
平 成 23 年 4 月 6 日

各教育事務所（地域事務所） 御中

義務教育課

東北地方太平洋沖地震に伴う平成23年度の学級編制及び教職員定数の取扱いについて

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局財務課より当面の対応案が示されましたので承知願います。

なお、別添（写）のとおり各市町村教育委員会担当課あて事務連絡しておりますので合わせて承知いただくとともに、下記取扱いに留意の上、適切に事務処理願います。

#### 記

##### 1 学級編制変更協議について

- (1) 実際の在籍児童生徒数（区域外就学等、事実上の就学を含む）に基づき学級編制を行うものとするが、行方不明の児童生徒については、震災前の学校の在籍に含めて算定すること。
- (2) 変更協議の手続きは従前のとおりとするが、各校で入学式・始業式の日程が異なる予定であることから、協議書等の提出方法については後日、連絡する予定であること。
- (3) 震災による特別な事情がある場合は、弾力的な学級編制を可能とするので、変更協議等の各種手続きを行う際は、その取扱いが震災に起因するものか、通常の取扱いによるものか明確にすること。

##### 2 教職員定数について

- (1) 被災により児童生徒が転出した場合は、転出前の学校に在籍しているもの（震災がなかった場合に想定された児童生徒数）として、定数を維持する予定であること。（学級編制の取扱いとは異なることに注意すること）。
- (2) 被災により児童生徒が転入した場合は、通常の転学と同様に定数を算定する予定であること。
- (3) 上記のほか、被災した児童生徒へのきめ細かな指導や心のケア等に必要とする教職員定数の加配措置を講ずる予定であり、配置基準及び配当申請等の手続きについては、詳細が決定次第通知する予定であること。

担当：義務教育課管理班 主幹 牛渡 丈晴 TEL：022-211-3642 FAX：022-211-3691 E-mail: ushiwata-ta787@pref.miyagi.jp
--